

静岡産業大学就職斡旋に関する規程

(指導、斡旋)

第1条 静岡産業大学（以下「本学」という。）は職業安定法第33条の2に基づき、本学学生並びに卒業生及び退学者（ただし、卒業後または退学後1年以内の者に限り、以下、合わせて「学生」という。）が、各人の個性、能力及び適性に応じて適切な職業に就けるように指導、斡旋を行う。

(求人受理)

第2条 本学は、広く各方面より求人申込みを受理する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこれを受理しないことがある。

- (1) 求人内容が法令等に違反すると認められる場合
- (2) 業務内容または雇用条件が不相当と認められる場合
- (3) 本学の教育課程に鑑み適切でないと認められる場合
- (4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）第11条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった場合

(就職登録)

第3条 就職を希望する学生は、所定の手続きにより就職登録を行うものとする。

2 就職登録をしていない学生に対しては、就職斡旋を行うことはできない。

(就職斡旋の申込み)

第4条 就職斡旋を希望する学生（以下「求職者」という。）は、所定の手続きを行い斡旋を受けるものとする。

(推薦)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、大学推薦として推薦書を発行する。

- (1) 企業から推薦要請された求人
- (2) 本学が推薦とするのを適当と認めた場合

2 推薦学生の選考は、学生が所属する学部の就職委員会とキャリア支援課長が行う。

(就職斡旋の原則)

第6条 求職者は、同時4企業以内で斡旋を受けることができる。ただし、大学推薦が含まれる時は、2企業以内の斡旋とする。

2 回目の斡旋は、前の斡旋先企業の不採用が確認された後とする。

3 全学生の公正を期すために斡旋を制限することがある。

(採用試験)

第7条 就職斡旋を受けた学生は、斡旋先企業の採用試験を必ず受けなくてはならない。

正当な理由で受験できない場合は、事前にその旨斡旋先企業に申し出るとともに所属する学部のキャリア支援課長に報告しなくてはならない。

2 斡旋先企業より指示または求人内容等に変更があった場合は、その旨所属する学部のキャリア支援課長に報告しなくてはならない。

3 採用試験（面接）を受けた学生は、受験の様様及び内容等を採用試験受験報告書をもって所属する学部のキャリア支援課長に報告しなくてはならない。

(採用内定)

第8条 採用内定の通知を受けた学生は、採用内定報告書をもって速やかに所属する学部のキャリア支援課長に報告しなくてはならない。

(就職決定)

第9条 就職先の決定については、最初に採用内定の通知を受けた企業とすることを原則とする。(先決優先の原則)

2 大学推薦で受験した企業については、就職を辞退することはできないものとする。

3 就職を決定した時は、就職決定報告書をもって速やかに所属する学部のキャリア支援課長に報告しなくてはならない。

(規程の遵守)

第10条 求職者は、この規程を遵守しなくてはならない。本規程に反した者あるいは就職に関し好ましくない行為のあった者については、就職斡旋を制限することがある。

(業務運営上の留意事項等)

第11条 指導、斡旋にあたっては、職業選択の自由を保障し、均等待遇の原則を保持して行うものとする。

2 業務上知り得た情報の取扱いに十分留意し、これらを就職指導関係者以外の者に開示もしくは漏らしてはならない。

3 個人情報の取扱いについては、別に定める「就職斡旋における個人情報適正管理要領」に基づき、適正に管理、運営するものとする。

4 職業安定法第33条の2に基づき、業務遂行に必要な帳簿書類を作成し、キャリア支援課に備えるものとする。

(委 任)

第12条 この規程に定めるもののほか、就職斡旋に関し必要な事項は、就職委員会が定める。

(改 正)

第13条 この規程の改正は、大学協議会の議を経て学長が行う。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成30年4月1日から施行する。